

(参考) MLETR 対照表

	原文	仮訳	中間試案の考え方
Article 1. Scope of application 第1条 適用範囲	<p>1. This Law applies to electronic transferable records.</p> <p>2. Other than as provided for in this Law, nothing in this Law affects the application to an electronic transferable record of any rule of law governing a transferable document or instrument including any rule of law applicable to consumer protection.</p> <p>3. This Law does not apply to securities, such as shares and bonds, and other investment instruments, and to [...].</p>	<p>1. この法は、電子的移転可能記録に適用される。</p> <p>2. この法に定められるところを除き、この法は、消費者保護に適用可能な法の規定を含む、移転可能な証書又は文書を規律する全ての法の電子的移転可能記録への適用について影響を与えるものではない。</p> <p>3. この法は株券及び債券のような有価証券及び他の投資証書及び[...]には適用されない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本条第1項及び第3項について、商法等を改正するものであって、その適用範囲は明らかであることから、明文の規定は設けていない。 本条第2項について、既存の実体法に影響を与えるものでないことは明らかであることから、明文の規定は設けていない。
Article 2. Definitions 第2条 定義	<p>For the purposes of this Law:</p> <p>“Electronic record” means information generated, communicated, received or stored by electronic means, including, where appropriate, all information logically associated with or otherwise linked together so as to become part of the record, whether generated</p>	<p>「電子的記録」とは、電子的方法により創出され、通信され、受信され、又は保存される情報を意味し、それが適切な場合は、同時に創出されたか否かに関わらずその記録の一部を構成するように論理的に関連付けられ又は結合された全ての情報を含む。</p> <p>「電子的移転可能記録」とは、第10条の要件を満たす電子的記録である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 試案第3の1において、同旨の規定を設けることとしている。 「同時に創出されたか否かに関わらずその記録の一部を構成するように論理的に関連付けられ又は結合された全ての情報を含む。」との部分については、電子裏書や船積みがあった旨の記録等の法定記録事項以外の事項についての記録が認められ、電子船荷証

	<p>contemporaneously or not;</p> <p>“Electronic transferable record” is an electronic record that complies with the requirements of article 10;</p> <p>“Transferable document or instrument” means a document or instrument issued on paper that entitles the holder to claim the performance of the obligation indicated in the document or instrument and to transfer the right to performance of the obligation indicated in the document or instrument through the transfer of that document or instrument.</p>	<p>「移転可能な証書又は文書」とは、紙によつて発行された証書又は文書であり、その所持人に、当該証書又は文書に表示された義務の履行を請求すること及び当該証書又は文書の移転によって当該証書又は文書に表示された義務の履行への権利を移転することができるようにする물을いう。</p>	<p>券記録の一部になることが明らかであることから、明文の規定は設けていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「移転可能な証書又は文書」の定義については、電子化の対象となる船荷証券が「移転可能な証書又は文書」に当たることは明らかであることから、明文の規定は設けていない。
Article 3. Interpretation 第3条 解釈	<p>1. This Law is derived from a model law of international origin. In the interpretation of this Law, regard is to be had to the international origin and to the need to promote uniformity in its application.</p> <p>2. Questions concerning matters governed by this Law which are not expressly settled in it are to be settled in conformity with the general principles on which this Law</p>	<p>1. この法は国際的な起源を有するモデル法から導かれたものである。この法の解釈にあたっては、その国際的な起源並びにその適用における統一性を推進する必要を考慮しなければならない。</p> <p>2. この法が規律する事項に関する問題で、この法において明示的に解決されていないことは、この法が依拠する一般原則と整合するよう解决されなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 商法を改正するものであって、このような解釈規定を置くことは困難であると考えられるが、そもそも、試案は、国際的な調和を重視する観点からMLETRに準拠して立案されたものであることから、明文の規定を設けなくても、本条の趣旨を踏まえて解釈されることになる。

	is based.		
Article 4. Party autonomy and privity of contract 第4条 当事者 自治と契約関係	<p>1. The parties may derogate from or vary by agreement the following provisions of this Law: [...].</p> <p>2. Such an agreement does not affect the rights of any person that is not a party to that agreement.</p>	<p>1. 当事者は合意により、この法の以下の規定の適用を除外するか変更することができる。 [・・・]</p> <p>2.かかる合意は当該合意の当事者ではないいかなる者の権利にも影響を与えるものではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本条第1項については、商法等を改正するものであって、当事者自治の原則が妥当することは明らかであるし、強行規定と任意規定の区別については解釈に委ねるのが相当であることから、明文の規定は設けていない。 本条第2項についても、合意が当該合意の当事者でない者の権利に影響を及ぼすものでないことは明らかであることから、明文の規定は設けていない。
Article 5. Information requirements 第5条 情報の 要求	Nothing in this Law affects the application of any rule of law that may require a person to disclose its identity, place of business or other information, or relieves a person from the legal consequences of making inaccurate, incomplete or false statements in that regard.	この法は、ある者に対してその身元、営業の場所又はその他の情報を開示するように求めるいかなる法の定めの適用にも影響を与えず、また、この点について不正確、不完全又は虚偽の表明をしたことの法的帰結からある者を免れさせることはない。	<ul style="list-style-type: none"> 情報の要求等を妨げるものでないことは明らかであることから、明文の規定は設けていない。
Article 6. Additional information in electronic transferable records	Nothing in this Law precludes the inclusion of information in an electronic transferable record in addition to that contained in a transferable document or instrument.	この法は、移転可能な証書又は文書に含まれている情報に追加して電子的移転可能記録に情報を含めることを排除するものではない。	<ul style="list-style-type: none"> 情報を追加することができることは明らかであることから、明文の規定は設けていない。

第 6 条 電子的 移転可能記録に おける追加的情 報			
Article 7. Legal recognition of an electronic transferable record 第 7 条 電子的 移転可能記録の 法的承認	<p>1. An electronic transferable record shall not be denied legal effect, validity or enforceability on the sole ground that it is in electronic form.</p> <p>2. Nothing in this Law requires a person to use an electronic transferable record without that person's consent.</p> <p>3. The consent of a person to use an electronic transferable record may be inferred from the person's conduct.</p>	<p>1. 電子的移転可能記録は、それが電子的形態であるという理由だけで法的效果、有効性又は強制可能性が否定されなければならない。</p> <p>2. この法は、ある者にその者の同意なく電子的移転可能記録を利用することを要求するものではない。</p> <p>3. ある者の電子的移転可能記録の利用への同意は、その者の行動から推認されることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本条第1項については、試案第6において、船荷証券と同一の効力を有する旨の規定を設けつつ、全体として船荷証券と同様の内容の規定を設けている。 ・ 本条第2項については、試案第2の1及び第4の1において、電子船荷証券記録を発行するには運送人及び荷送人双方の合意が必要である旨の規定を設け、当事者にその利用が強制されないこととしている。 ・ 本条第3項については、試案では、電子船荷証券記録を発行するのに必要な承諾の方式を要求しないものとすることにより、その者の行動から推認することができるものとしている（試案第2の1の補足説明(2)参照）。
Article 8. Writing 第 8 条 書面	Where the law requires that information should be in writing, that requirement is met with respect to an electronic transferable record if the information contained therein is accessible so as to	情報が書面で記載されることを法が要求している場合には、電子的移転可能記録については、そこに含まれる情報が後の参照に利用できるようにアクセス可能であれば、その要求は充たされる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試案第3の1において、電子船荷証券記録の定義が定められているところ、この規定により、電子船荷証券記録の情報が後の参照に利用できるようにアクセス可能となることから、本条については、試案第3の1によつ

	be usable for subsequent reference.		て規定されているものといえる。
Article 9. Signature 第9条 署名	Where the law requires or permits a signature of a person, that requirement is met by an electronic transferable record if a reliable method is used to identify that person and to indicate that person's intention in respect of the information contained in the electronic transferable record.	法が人が署名することを要求している場合又は署名することができるとしている場合、その者を識別し、かつ、電子的移転可能記録に含まれる情報についてのその者の意思を示すために、信頼できる手法が用いられていれば、電子的移転可能記録によってその要求は充たされる。	<ul style="list-style-type: none"> 試案では、電子船荷証券記録の発行及び電子裏書の要件として、「電子署名」を求めるとしている（試案第3の3、第5）。 「電子署名」の要件について、試案では、電子署名及び認証業務に関する法律第2条に倣うこととしている。
Article 10. Transferable documents or instruments 第10条 移転可能な証書又は文書	<p>1. Where the law requires a transferable document or instrument, that requirement is met by an electronic record if:</p> <p>(a) The electronic record contains the information that would be required to be contained in a transferable document or instrument; and</p> <p>(b) A reliable method is used:</p> <p>(i) To identify that electronic record as the electronic transferable record;</p> <p>(ii) To render that electronic record capable of being subject to control from its creation until it ceases to have any effect or validity; and</p>	<p>1. 法が移転可能な証書又は文書を要求している場合、その要求は次に該当するときには電子的記録によって充たされているものとする。</p> <p>(a) その電子的記録が、移転可能な証書又は文書において含まれることが求められている情報を含んでいるとき、かつ</p> <p>(b) 以下のために信頼できる手法が用いられているとき。</p> <p>(i) その電子的記録が電子的移転可能記録であると識別すること</p> <p>(ii) その電子的記録が創出されたときから全ての効果又は有効性を有さなくなるまでの間、当該電子的記録を支配(control)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本条第1項(a)については、電子船荷証券記録の記録事項について、船荷証券の記載事項と同様の規定を設けることとしている（試案第2の2）。 本条第1項(b)及び第2項については、電子船荷証券記録の技術的要件（試案第3の1）として規定することとしている。

	<p>(iii) To retain the integrity of that electronic record.</p> <p>2. The criterion for assessing integrity shall be whether information contained in the electronic transferable record, including any authorized change that arises from its creation until it ceases to have any effect or validity, has remained complete and unaltered apart from any change which arises in the normal course of communication, storage and display</p>	<p>することができるようによること、及び</p> <p>(iii)その電子的記録の完全性(integrity)を保つこと</p> <p>2. 完全性を評価する基準は、その電子的移転可能な記録が創出されたときから全ての効果又は有効性を有さくなるまでの間に生じた全ての認められた変更を含むその電子的移転可能な記録に含まれる情報が、通信、保存及び表示の通常の過程において生ずる全ての変更を除いて、全てそろったままかつ不変のままであるかどうかによるものとする。</p>	
Article 11. Control 第11条 支配	<p>1. Where the law requires or permits the possession of a transferable document or instrument, that requirement is met with respect to an electronic transferable record if a reliable method is used: (a) To establish exclusive control of that electronic transferable record by a person; and (b) To identify that person as the person in control.</p> <p>2. Where the law requires or permits transfer of possession of a transferable</p>	<p>1. 法が移転可能な証書又は文書の占有を要求している場合又は占有することができるとしている場合、電子的移転可能な記録については、以下のために信頼できる手法が用いられているときは、その要求は充たされているものとする。</p> <p>(a)ある者によるその電子的移転可能な記録への排他的な支配が確立されていること、かつ</p> <p>(b)その者が支配を有している者であると識別すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本条第1項(a)については、「支配」という概念を創出することとしており（試案第2の3）、(b)については、電子船荷証券記録の技術的要件（試案第3の1）として規定することとしている。 本条第2項については、試案では、電子船荷証券記録の支配が船荷証券の占有と同等に取り扱われるよう規定している（試案第5及び第6参照）。

	document or instrument, that requirement is met with respect to an electronic transferable record through the transfer of control over the electronic transferable record.	2. 法が移転可能な証書又は文書の占有の移転を要求している場合又は占有を移転することができるとしている場合、電子的移転可能記録については、その電子的移転可能記録への支配の移転によってその要求は充たされているものとする。	
Article 12. General reliability standard 第12条 一般的 な信頼性の基準	<p>For the purposes of articles 9, 10, 11, 13, 16, 17 and 18, the method referred to shall be:</p> <p>(a) As reliable as appropriate for the fulfilment of the function for which the method is being used, in the light of all relevant circumstances, which may include:</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) Any operational rules relevant to the assessment of reliability; (ii) The assurance of data integrity; (iii) The ability to prevent unauthorized access to and use of the system; (iv) The security of hardware and software; (v) The regularity and extent of audit by an independent body; 	<p>第9条、第10条、第11条、第13条、第16条、第17条及び第18条のためには、そこで言及されている手法は：</p> <p>(a)以下を含む全ての関連する状況に照らして、その手法が用いられている目的である機能を果たすために適當な信頼性がなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 信頼性の評価に関するすべての業務規程 ii. データの完全性の保障 iii. システムへの無権限のアクセス及び利用を防ぐ能力 iv. ハードウェア及びソフトウェアのセキュリティ v. 独立組織体による監査の定期性及び範囲 vi. その手法の信頼性に関する監督機関、認定機関又は自主的スキームによる宣言の存在 vii. すべての適用されうる業界の標準 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試案では、一般的な信頼性について、複数の考え方方が示されているが、いずれの考え方を採用する場合でも、一般的な信頼性が求められることを前提としている（試案第3の2参照）。

	<p>(vi) The existence of a declaration by a supervisory body, an accreditation body or a voluntary scheme regarding the reliability of the method;</p> <p>(vii) Any applicable industry standard; or</p> <p>(b) Proven in fact to have fulfilled the function by itself or together with further evidence.</p>	<p>(b)又は、その機能を果たしたことが、それ自身により、又は、さらなる証拠と合わせて事実上証明されたものでなければならない。</p>	
Article 13. Indication of time and place in electronic transferable records 第13条 電子的 移転可能記録に おける時間と場 所の表示	Where the law requires or permits the indication of time or place with respect to a transferable document or instrument, that requirement is met if a reliable method is used to indicate that time or place with respect to an electronic transferable record.	法が移転可能な証書又は文書に関して時間又は場所の表示を要求している場合又は表示できるとしている場合、電子的移転可能記録については、その時間又は場所を表示するために信頼できる手法が用いられていればその要求は充たされているものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 電子船荷証券記録の記録事項について、船荷証券の記載事項と同様の規定を設けることとしている。具体的には、船荷証券の記載事項である「船積港及び船積みの年月日」、「作成地及び作成の年月日」等についても、電子船荷証券記録の記録事項に含まれることとしている（試案第2の2参照）。
Article 14. Place of business 第14条 営業の	1. A location is not a place of business merely because that is: (a) Where equipment and technology supporting an information system used by a party in connection with	<p>1. 以下の場所であるというだけでは、営業の場所とはならない。</p> <p>(a)電子的移転可能記録に関してある当事者によって用いられている情報システムを補</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「営業の場所」は、各法令の解釈、適用によって定まるものであり、試案の法改正が実現したとしても、本条と同様の帰結となることは明らかであることから、明文の規定は設

場所	<p>electronic transferable records are located; or (b) Where the information system may be accessed by other parties.</p> <p>2. The sole fact that a party makes use of an electronic address or other element of an information system connected to a specific country does not create a presumption that its place of business is located in that country.</p>	<p>助する装置及び技術が所在する場所、又は</p> <p>(b)相手方当事者がその情報システムにアクセスする場所</p> <p>2. ある当事者がある特定の国に関連する電子アドレス又は他の情報システムの要素を利用しているという事実だけでは、その国に営業の場所があるという推定はなされない。</p>	けていない。
Article 15. Endorsement 第15条 裏書	Where the law requires or permits the endorsement in any form of a transferable document or instrument, that requirement is met with respect to an electronic transferable record if the information required for the endorsement is included in the electronic transferable record and that information is compliant with the requirements set forth in articles 8 and 9.	法が移転可能な証書又は文書についていかなる形式であれ裏書を要求している場合又は裏書できるとしている場合、電子的移転可能記録については、その裏書のために必要な情報がその電子的移転可能記録に含まれており、かつその情報が第8条及び第9条に示された要求を充たすものである場合は、裏書の要求は充たされているものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裏書に相当する「電子裏書」についての規定を設け、裏書の記載事項と同様の記録事項を定めるとともに、「電子署名」を求めることとしている（試案第5）。
Article 16. Amendment 第16条 訂正	Where the law requires or permits the amendment of a transferable document or instrument, that requirement is met with respect to an electronic transferable	法が移転可能な証書又は文書の訂正を要求している場合、又は訂正できるとしている場合、電子的移転可能記録については、訂正された情報がそのようなものであると識別できるよう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船荷証券については、訂正についての規定ではなく、試案においても、電子船荷証券記録について、訂正の規定は設けていない。 ・ なお、試案では、電子船荷証券記録の技術

	record if a reliable method is used for amendment of information in the electronic transferable record so that the amended information is identified as such.	に、その電子的移転可能記録における情報の訂正のために信頼できる手法が用いられていれば、その要求は充たされているものとする。	的要件として、「通信、保存及び表示の通常の過程において生ずる変更を除き、電子船荷証券記録に記録された情報を保存することができるもの」であることが求められることから（試案第3の1）、本条と同様の帰結となる。
Article 17. Replacement of a transferable document or instrument with an electronic transferable record 第17条 移転可 能な証書又は文 書の電子的移転 可能記録への置 き換え	<p>1. An electronic transferable record may replace a transferable document or instrument if a reliable method for the change of medium is used.</p> <p>2. For the change of medium to take effect, a statement indicating a change of medium shall be inserted in the electronic transferable record.</p> <p>3. Upon issuance of the electronic transferable record in accordance with paragraphs 1 and 2, the transferable document or instrument shall be made inoperative and ceases to have any effect or validity.</p> <p>4. A change of medium in accordance with paragraphs 1 and 2 shall not affect the rights and obligations of the parties.</p>	<p>1. 媒体の変更のために信頼できる手法が用いられていれば、移転可能な証書又は文書を電子的移転可能記録によって置き換えることができる。</p> <p>2. 媒体の変更が効力を生ずるためには、媒体の変更を示す文言が電子的移転可能記録の中に挿入されなければならない。</p> <p>3. 第1項及び第2項に従って電子的移転可能記録が発行されたとき、その移転可能な証書又は文書は効力を失い、かついかなる効果又は有効性も有さなくなる。</p> <p>4. 第1項及び第2項に従った媒体の変更は当事者の権利及び義務に影響を与えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船荷証券から電子船荷証券記録への転換についての規定を設けることとしている（試案第4の1）。 ・ 本条第3項については、試案では、転換前の媒体が無効となることは明らかであると整理していることから、明文の規定は設けていない。 ・ 本条第4項については、試案では、転換後の媒体に転換前と同一の事項が記載又は記録されることによって定められている。

Article 18. Replacement of an electronic transferable record with a transferable document or instrument 第18条 電子的 移転可能記録の 移転可能な証書 又は文書への置 き換え	1. A transferable document or instrument may replace an electronic transferable record if a reliable method for the change of medium is used. 2. For the change of medium to take effect, a statement indicating a change of medium shall be inserted in the transferable document or instrument. 3. Upon issuance of the transferable document or instrument in accordance with paragraphs 1 and 2, the electronic transferable record shall be made inoperative and ceases to have any effect or validity. 4. A change of medium in accordance with paragraphs 1 and 2 shall not affect the rights and obligations of the parties.	1. 媒体の変更のために信頼できる手法が用いられていれば、電子的移転可能記録を移転可能な証書又は文書によって置き換えることができる。 2. 媒体の変更が効力を生ずるためには、媒体の変更を示す文言が移転可能な証書又は文書の中に挿入されなければならない。 3. 第1項及び第2項に従って移転可能な証書又は文書が発行されたとき、その電子的移転可能記録は効力を失い、かついかなる効果又は有効性も有さなくなる。 4. 第1項及び第2項に従った媒体の変更は当事者の権利及び義務に影響を与えない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子船荷証券記録から船荷証券への転換についての規定を設けることとしている（試案第4の2）。 ・ 本条第3項については、試案では、転換前の媒体が無効となることは明らかであると整理していることから、明文の規定は設けていない。 ・ 本条第4項については、試案では、転換後の媒体に転換前と同一の事項が記載又は記録されることによって定められている。
Article 19. Non-discrimination of foreign electronic transferable	1. An electronic transferable record shall not be denied legal effect, validity or enforceability on the sole ground that it was issued or used abroad. 2. Nothing in this Law affects the application to electronic transferable records of rules of	1. 電子的移転可能記録は、それが外国で発行された又は利用されたという理由のみによって法的効果、有効性又は強制可能性を否定されなければならない。 2. この法のいかなるものも、移転可能な証書又は文書を規律する国際私法のルールの電子的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本条第1項について、試案では、電子船荷証券記録が外国で発行又は利用されることもあることを前提としており、そのことによって法的効果等が否定されることがないことは明らかであることから、明文の規定は設けていない。

records 第19条 外国の 電子的移転可能 記録に対する非 差別	private international law governing a transferable document or instrument.	移転可能記録への適用について影響を与えない。	<ul style="list-style-type: none"> 本条第2項について、法の適用に関する通則法上、船荷証券について直接定めた規定はなく、解釈に委ねられているところ、試案においても、電子船荷証券記録についての国際私法のルールを直接定める規定は設けられておらず、船荷証券と同様に解釈に委ねられることとなる。
---	---	------------------------	---

以上